

三重県留置施設視察委員会条例

平成十九年三月二十日
三重県条例第二号

三重県留置施設視察委員会条例をここに公布します。

三重県留置施設視察委員会条例

(趣旨)

第一条 この条例は、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）第二十一条第六項の規定に基づき、三重県留置施設視察委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員の定数等)

第二条 委員会の委員の定数は、四人とする。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、二回に限り再任されることができる。

4 三重県公安委員会は、委員に委員たるに適しない非行があったことその他特別の理由があると認める場合は、これを解任することができる。

(委員長)

第三条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを選任する。

2 委員長は、委員会の会務を総理する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(報酬)

第四条 委員の報酬の額は、日額一万八千三百円とする。

2 報酬は、その職務に従事した日数に応じてその都度支給する。

3 前項に定めるもののほか、報酬の支給方法は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第三条第二項に規定する一般職に属する職にある者で、県から給与の支給を受けるもの（次条において「一般職に属する県職員」という。）の例による。

(費用弁償)

第五条 委員が公務のため旅行したときは、その旅行について費用弁償として一般職に属する県職員の受ける旅費相当額を支給する。

2 費用弁償の支給方法は、一般職に属する県職員の旅費の支給方法の例による。

(庶務)

第六条 委員会の庶務は、三重県警察本部警務部において処理する。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、三重県公安委員会が定める。

附 則

この条例は、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律（平成十八年法律第五十八号）の施行の日から施行する。